

フリースクールの学校化プロセスと展望

——不登校特区への転換と教育理念の実践——

王 美玲

1 はじめに

近年、不登校対策として、学校外の機関や施設の重要性に目が向けられている。従来から、保健室登校、校長室登校などと称して、登校意欲のある児童・生徒に対しては、別室登校が行なわれてきた。しかし、増加する不登校児童・生徒を、教室以外の学校内施設に登校させるには限界があると主張されるようになり、学校以外の場所への登校が主な不登校対応として取り入れられ、適応指導教室など¹⁾が設立されるようになった。

ところが、不登校児童・生徒の中には、学校そのものを嫌う者もあり、公的機関に対する抵抗感が強い。したがって、公的な対処とは異なる、不登校の民間施設も次々に設立されてきた。民間施設が発展する背景には、(1)公的対応の不足や不十分さ、(2)学校信仰の崩れ、(3)学校不信・教師不信、(4)公教育に対する疑問や抵抗、が挙げられる²⁾。

民間施設の設立は、1980年代後半以降多くみられ、名称は「フリースクール」、「フリースペース」、「親の会」などさまざまである。それらの施設は、それぞれ異なる教育理念によって運営されているが、民間の力で不登校児童・生徒をサポートしているところは共通している。そこでは「スタッフ」と呼ばれる指導員が数名いるが、正規の指導員というよりはボランティア性が高い。小規模で教室や看板もないところが多く、設備や環境が整っていないために、その存在さえ世間に知られていないところもある(王 2005)。

民間施設のなかでは、不登校対策としての有効性が高いフリースクールの実践が顕著である。「不登校に関する実態調査」によると、不登校生が中学3年生の時に利用した施設の評価に関して、フリースクールを肯定的に評価した者が約5割いた(森田 2001: 29)。また、文部科学省「不登校保護者に対するアンケート調査」(2005)でも、フリースクールの認知度は低いながら、有効度はかなり高いとなっている。不登校児童・生徒は、学校には行かない、あるいは行けないものの、フリースクールには楽しく登校することができる。そして、フリースクールに登校することは、将来の進学や就職にも繋がることになる。

このような特徴から、欧米の自由な学校とは違い、日本のフリースクールは、不登校の子どもたちのための一時的な避難所として位置づけられている(沖田 1997; 王 2005)。そこでは学校信仰に疑問が持たれ、学校とは別の教育システムが形成されている。吉井はフリースクールの役割と意義について、学校信仰を打破し、学校秩序からの逃走線を構築することで、子どもたちが自己修復できる空間を保つと指摘している(吉井 1999: 83)。

フリースクールは、不登校児童・生徒の一時的な避難所としてみられてきたが、「現象的にそうした一面もあるが、それ以上に重要なことは、登校強迫にさいなまれている子ども

達の救済施設としての機能であろう(磯田・寺尾 1990:168-169)」とされている。不登校対策を考える際に、子どもが不登校になる原因を探ること以外に、彼らを受け入れる機関や施設などがどのように機能しているかを明らかにすることは重要である。

近代の学校教育制度においては、一斉教授の授業形態を中心にした教育活動が行われており、能力主義を強調するあまり、子どもたちの居場所としての機能を失いつつあるという現状が指摘されている。その結果、能力に何らかの問題のある者は、問題児として排除されるようになっていき、子どもたちにとって学校は、次第に居心地の悪い居場所となっていくという(小川・岩田 2009:33)。

このような現状に対して、フリースクールは学校に代わり、学校に行かないあるいは行けない子どもたちの居場所となっている。この学校を支える補完的な施設としての役割も、フリースクールの重要な機能のひとつである。また、「学校を代替する教育リソースのひとつと捉えることもできる(濱野 2002:182)」のである。

フリースクールには自由に通い、自由に学ぶことができ、不登校児童・生徒にとってはフリースクールは通いやすい場所である。これまでは居場所の機能が強調され、学校の補完的な施設として位置づけられてきた。学力や学習効果の面については、あまり重視されていないイメージがある。「不登校保護者に対するアンケート調査(2005)」では、保護者が不登校に対して専門機関に期待していることは、「1位:学校復帰」、「2位:自信を持たせる」、「3位:居場所の提供」で、「学力面の支援」はあまり高く期待されていない³⁾。すなわち、日本のフリースクールに対して、教育的機能の有無はあまり期待されていないといえよう。

フリースクールは、不登校対策としての有効性から、学校の付随的な施設として重視されてきた。したがって、フリースクールの教育的機能に関してはあまり検討されていない。しかし、フリースクールが子どもに居場所を提供し続けても、不登校の現状は一向に改善されていない。「笑う不登校」や「明るい不登校」というスローガンがあるように、今の不登校は、昔のような暗いイメージとは違い、学校生活の経験にすぎないことが強調され、学校以外の教育選択肢の必要性があることも主張されるようになってきている。

これまで、フリースクールは教育機関として法的な資格を擁していないことから、運営の面においてさまざまな困難に直面してきた。今後の持続的な運営のためには、フリースクール自体も変わらなければならない。フリースクールは、現在の居場所としての機能を維持しながら、どのように発展すれば教育的機能を補完できるか、また、フリースクールは、どのように運営すれば、フリースクール独自の教育理念を実現できるかが、大きな課題である。

2 調査対象の概要

フリースクールの運営形態の変化によって、教育理念の実施状況がどのように変化しているかという、本研究の課題を考察するために、運営形態の多様な変化を経験してきた T フリースクール（以下「TFS」と称す）⁴⁾ を事例として、聴き取り調査を行なった。

TFS は 1985 年に活動を開始したが、現在までの TFS の運営形態の変化と、それぞれの時点における基本的な概要をまとめたものが表 1 である。

表 1 TFS の基本資料

運営形態	T F S		
	任意団体	NPO法人	不登校特区（特区学校）
開始時	1985	2000	2007
代表者	A先生		
運営の主体	運営委員会、父母会	理事会	理事会
分校数	1校	2校	1校
受け入れ対象	限定なし 小中学生	限定なし 小中高大学生	地域住民優先 中学生のみ
学生数	約50名	約200名	定員120名(各学年40名)
スタッフ数	1名(のち6名に) ボランティア数名	常勤14名、非常勤7名 ボランティア約30名	常勤13名、非常勤9名 ボランティア数名
スタッフの資格	制限なし	制限なし	教員免許必要
資金源	入所者とその親	会員	学費、公的補助金
登下校時	自由	自由	9:40登校
一日授業数	設定なし	設定なし	4時間(年間770時間)
主な活動	フリースクール 登校拒否を考える会(親) 学習塾	フリースクール ホームエデュケーション 親の会 ひきこもり対応(土曜サロン) 不登校研究ゼミ・不登校のひろば 不登校のひろば	中学校の授業 不登校の親の会 在宅学習による出席
主な教育理念	学校外の子どもの居場所、学 び・交流の場	①子ども・若者の成長の権利の保障 ②子ども中心の教育の保障 ③子どもの社会参画の推進 ④多様な教育制度の拡大	①子どもを尊重し、その成長 を支援する ②子どもが中心で創る学校で ある ③多様な教育制度の拡大
教育目的	子ども主体の教育のあり方を創造・発展させ、学歴社会の変革に寄与することを目的とする		
運営転換のきっかけ	①代表者の子どもの不登校 ②不登校の親と子どもの交流	①入所者の増加 ②寄付経費を受けやすくする	①学歴発行の希望 ②二重学籍の解決

TFS は 1985 年に活動を開始し、設立時は任意団体であった。最初のうち、すべての事務は運営者 A さん一人で担当していた。当時、TFS はアパートの一室で活動していたが、生徒数の増加により規模を拡大していった。また、不登校児童・生徒の多くが、TFS に通所することで元気になったという評判が次第に広まり、ボランティアも活動の支援に来るようになった。そして、その後、そのボランティアたちが TFS を支えていった。

しかしながら、規模の拡大とともに、活動が広がり、人事が複雑になり、運営に必要な経費が不足するようになった。この課題を解決するために、TFS は資金集めを開始した。ところが、TFS の理念に賛同して支援しようとする者がいても、TFS は任意団体であるために寄付が受けられず、資金面での限界が迫っていた。そのため、2000 年に TFS は、

NPO 法人に運営を転換し、社会貢献を目的とする非営利的なフリースクールとなることを選択した。

2000年に、NPO 法人格を取得して以降も、子どもたちに居場所を提供することは変わらず、不登校の関係者への情報提供や相談に応じながら、社会の不登校に対する理解を広げていこうとした。一方、財政問題は一時的に解決したものの、その後、入所者が増加し、さらなる規模の拡大をしたことから、多くの課題は残されたままであった。

そこで2007年に、TFS はフリースクールとは別に、不登校特区の学校（以下「特区学校」と称す）を開校した。この特区学校は、廃校になった小学校を借り、中学校の不登校生徒のみを受け入れている。教職員には TFS の元スタッフが5人いる。彼らはフリースクールの理念を十分に理解しており、特区学校の運営を支えている。受け入れ対象者は地元の生徒を主にしているが、編入試験などで他の地域の生徒も利用できる。実際に、TFS の元通所者の何名かは、この学校に通っている。現在 TFS は、フリースクールを2校、特区学校を1校運営している。

TFS の主な教育の目的は、「子ども主体の教育のあり方を創造・発展させ、学歴社会の変革に寄与すること」である。ほとんどのフリースクールは「脱学校」の理念をもっているのに対して、TFS は多様な教育制度が必要であると考え、学校の存在自体に問題点はあるが、学校を不登校の子どもでも通いやすくするために、学校の理念と制度の改革が必要であると考えている。

3 フリースクールの運営形態の変化

多くのフリースクールは、最初は、個人で運営する任意団体であるが、財政状況が厳しいという悩みをもっていた。フリースクールは正規の教育機関ではなく、民間の教育施設として位置づけられている。したがって、子どもたちは、フリースクールと在籍校との二重の学籍をもつという問題があり、親の経済的な負担が大きかった。

1992年に、文部省は「民間施設についてのガイドライン(試案)」を公表した。このガイドラインでは、フリースクールなどの学校外の教育施設を「民間施設」と総称し、民間施設に関して7つの大まかな基準を示している⁵⁾。同ガイドラインによると、不登校児童・生徒が学校外の施設で相談・指導を受ける場合、在籍校の学校長の判断で、民間施設への通所が可能となり、フリースクールへの出席が在籍校の出席とみなされるようになっている。

出席扱いにはなったものの、フリースクールは依然として運営上の困難に陥っている。1998年に、特定非営利活動促進法（通称「NPO 法」）が公布され、これを機に TFS だけでなく、多くのフリースクールが NPO 法人格を申請した。その理由としては、NPO 法人格を取得することが簡単であること以外に、3つのメリットが考えられる。第1は「知名度と社会的信用の増加」である。フリースクールの存在がより多くの人に認識され、地域

における知名度や信頼度も高まる。第2は「財源の確保」である。財団からの助成・支援または企業や個人から寄付が受けやすくなり、財政的な問題を解決することができる。第3は「地域とのつながりの増加」である。任意団体の形態では、地域との触れ合いが難しいが、法人として活動すると、地域からの援助や交流も増え、孤立に陥るリスクが減り、地域とのつながりが増加する。

しかし、NPO 法人へと、フリースクールの運営形態は変わっても、残されている課題は多く、フリースクールの行政への要望として、活動経費、家賃や人事費の支援、また、不登校問題への理解の促進が上位に挙げられている。とりわけ、経費の直接支援と空間利用面での課題に、要望は集中している⁶⁾。

筆者が調査を行った2003年時点で、①公的資金が得られない、②高等部の生徒が学割をもらえない、③生徒が奨学金の対象にならない、④高等部生徒の二重学籍、などの課題が残されていた⁷⁾。しかし、この4つの課題は、NPO 法人以降に出てきた課題ではなく、任意団体の時からの課題である。NPO 法人になることによって、知名度が上がり、経済問題は一時的に解決し、社会との繋がりも増加した。しかしながら、NPO 法人の非営利性からボランティア団体と位置づけられ、ボランティア団体ゆえに、学割や奨学金の対象にならないという新たな問題が出ていた。

これらの課題を解決するためには、法的な根拠が必要で、フリースクールは公的に承認された施設にならなければならない。民間施設のままでは、フリースクールは学校をサポートする機能しか果たすことができないのである。

そこで、TFS は「学校になる」計画をスタートさせた。「学校になる」条件としては、学校教育法第1章第1条に基づいた「一条校」の制限がある⁸⁾。さらに、学校設置基準が定めた設備や編成に関する条例をもとに、学校を設置しなければならない。NPO 法人が設立者の場合、これらの基準をクリアすることは非常に難しく、もっとも厳しい条件は、「校舎の自己所有」であった。これには莫大な資金が必要である。

2002年に規制改革という名の下で、構造改革特別区域法が公布され、同年に構造改革特区(通称「特区」)の提案募集が開始された。特区とは「地方公共団体に限らず、民間事業者、NPO 法人、個人、業界団体など、どなたでも直接規制改革の提案ができる制度」⁹⁾で、「区域を限定して規制の特例措置を設けるもの」¹⁰⁾である。すなわち、特区内の規制緩和によって、申請者の身分は問われず、実現の困難な事業が可能となる。

そこで、TFS は不登校特区内において、私立学校法人を申請することを考えた。この特区では、TFS が運営主体となって、教育委員会から廃校を借りて学校を設立するのである。TFS が利用した特例は、「820(801-2)校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」¹¹⁾である。これで一条校の条件を充たさなくても、指定した地域で学校を創設することができることとなる。

特区はもともと民間事業者を対象にした制度であり、NPO 法人であるフリースク

ールでも申請できる。しかし、規制の関係で、民間施設は単独で特区の特例を提案することはできない仕組みになっている。NPO 立学校は、特区制度において可能となったが、それになるための条件は非常に厳しいものがあった。そこで、TFS は教育委員会との連携で、校舎と校地を自己所有しない学校を申請した。

この学校では「みんなが主人公」で、不登校のための学校であるので、不登校が問題視されることはない。特区は制度に基づいた実践であるので、合法性がある。学歴の発行や公的補助金の獲得、学割、奨学金など、すべて可能である。

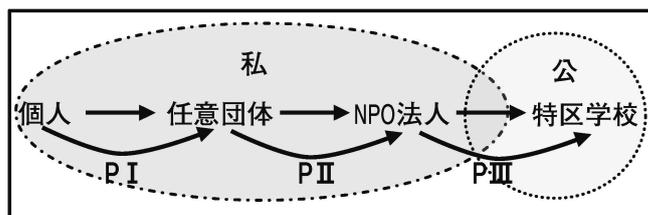


図1 TFS運営形態の変化

以上、TFS を事例としてみてきたように、フリースクールの設立から現在までの運営形態の転換をみると、図1のように、3つのプロセスがある。

P Iは個人運営から任意団体へのプロセス、P IIは任意団体から

NPO 法人へのプロセス、P IIIは NPO 法人から特区学校へのプロセスで、TFS は、このようなプロセスで運営形態を変えながら、規模を拡大してきた。

一般的には、規模の拡大に伴うのは、フリースクールの規範性および正当性である。そこでの社会関係は公式化され、しだいに外的に保障されるようになる。組織内では、権限の委託と職務の体系をもち、合理的な規則にしたがい、組織の目標を能率的に実現できる。ここではこれを制度化と呼び、制度化の程度はスタッフ数、生徒数、分校数、主要な事業などから判断できる。また、フリースクールが組織として、ほかの同組織間に系列関係が成立しているか否かにも制度化は関連する。

上記の発展プロセスを、TFS の制度化の程度と照らし合わせてみると、P I と P II は私的領域の範疇で、P III は私的と公的領域が重なっている。つまり、TFS の発展は、私的施設からしだいに公的な機関となりつつあり、その発展は、合法性をもつようになる過程である。

以上のように、TFS の運営形態の変換プロセスは、制度化とともに、学校化(TFS は「公教育化」と呼んでいる)していく過程でもある。また、学校化することで、フリースクールは一時的な避難所ではなく、きちんとした教育機関であることを意味している。さらに、この新しい学校では、不登校の正当性が主張されているゆえに、この発展プロセスは、同時に、不登校が合理化されていく過程でもあるといえよう。

4 フリースクールの教育理念の実施

不登校の子どもは学校へ行かない、あるいは行けないが、なぜフリースクールには行けたか。フリースクールではどのような授業と活動を行っており、それは私たちが知って

いる一般の学校とどのように違うのかを比較しながら、フリースクールの教育理念を明示しておきたい。

表2はフリースクールと一般の学校との比較をまとめたものである。フリースクールと一般の学校との最も異なる点は、フリースクールでは、カリキュラムや授業など、文科省の規則に従わなくてよいことにある。個々の意思を尊重し、体験学習を中心とする授業設計は、従来の学校においては、制度の関係で完全に実現できない。これは伝統的な授業方法と異なり、民間だからこそできる実践である。フリースクールに不登校児童・生徒でも安心して通える理由も、この学校らしくないところにある。

表2 フリースクールと一般の学校

	一般の学校	フリースクール
受け入れ対象	学齢期の子ども	子どもや保護者がFSの方針を理解している
受け入れ対象の特徴	同年齢の子どもたちが同じ教室で学ぶ	不登校が多い 異年齢の子どもたちが同じ教室で学ぶ
年間授業数	年間980時間	制限なし
教育内容	学習指導要領による	子どもの希望を前提に決める
試験・評価の方法	定期試験 授業の出席	生活態度の記録 学習状況の評価を学校に伝えている
指導方法	一斉教授	個別指導
教材	検定教科書	①市販の教科書 ②FSかスタッフが独自に作成したもの ③体験学習
教育理念	①教育機会の平等の保障 ②基礎学力を身につけさせる	①子どもとスタッフを同等に扱う ②子どものニーズを優先させる ③学校的な適応様式を絶対化しない ④子どもたち同士でのトラブル解決を促す
学歴の発行	ある	なし（二重学籍）

「オルタナティブな学び舎の教育に関する実態調査報告書（2003）」によると 95.6%のフリースクールは授業を実施している。その学習活動の内容と方法について、「異年齢の子どもたちが同じ教室で学ぶ」、「子どもが学びたいと言ったときに教えられるスタッフが教えている」、「授業は個別指導の形を基本にしている」、「体験学習を重視している」が上位に挙げられている。使用する教材としては「市販の教科書」と「スタッフ個人が独自に作成したもの」がほとんどで、試験と評価の方法は「学び舎での生活態度を記録している」か「学習状況の評価を学校に伝えている」とし、フリースクール独自の試験を行なっているものは極めて少ない¹²⁾。「フリースクール白書（2004）」では、学習の進め方について、58.0%のフリースクールが教科学習の補充を主としているが、同時に 32.0%が独自のプログラムを持っている¹³⁾。

フリースクールでは、一般の学校のように授業を行なっており、子どもの要望と需要に合わせる姿勢で、個別指導と体験学習を重視している。既定のカリキュラムはないが、独自の教え方を持っている。そして、もっとも学校らしくないのは、子どもは教職員をスタッフあるいは名字で呼び、登下校時間の制限はなく、通所者は強制されずに開室日であれば自由に通える。また、ここでは校則がない代わりに、規則と呼ばれるものがある。その

規則をみても、「①子どもと大人は平等である、②子どものニーズを優先させる、③学校的な適応様式を絶対化しない、④子どもたち同士でのトラブル解決を促す」¹⁴⁾ などの特徴がある。

フリースクールでは子どもを最優先にすることを前提に、大人と子どもは平等に対応し、施設で行なう活動や授業など、さらに規則まで、すべて子どもとスタッフが一緒に、ミーティングで決めている。このように、フリースクールの最も中心となる教育理念は、子どもの需要と希望に応じることにある。

つぎに、TFS の発展プロセス（図1）と合わせて、TFS はどのように教育理念を実践してきたかをみてみたい。

PI は発展の初期で、TFS の主な目的は、学校へ行けない子どもに居場所を提供することにあった。そして、不登校についての認識を広めるため、不登校の情報交換の場としての機能も発揮している。学校以外の場所においての試みなので、「民間施設についてのガイドライン（試案）」という規制はあるが、施設の運営に関わることや学校との連携を主な内容としており、理念の実現は妨げられない。また、この時期の TFS は、具体的な理念を主張する段階にはなく、理念の実現度そのものは低い。

PII では、TFS の理念は①子ども・若者の成長の権利の保障、②子ども中心の教育の保障、③子どもの社会参画の推進、④多様な教育制度の拡大、の4つであった。法的規制としては NPO 法があるが、しかし、それは教育理念の実現を妨げるものではない。TFS は子どもに居場所や教育を提供しながら、NPO 法人のボランティア性と社会奉仕に基づいて、子どもの社会参加を重視している。この時期は PI と比べて、フリースクールの規模は大きいものの、理念の実施においては、さほど厳しい制限はなかったが、しだいに制度化されていく。

最後の PIII では、TFS の理念は①子どもを尊重しその成長を支援する、②子どもが中心で創る学校である、③多様な教育制度の拡大、の3つである。子どもを中心とする学校であることを強調し、理念を授業内容の設計において実現しようとしている。校内では学習指導要領の緩和がなされており、登下校の時間やカリキュラムの制定など、ほかの学校に比べれば、極めてゆるい。

特区制度の最終目的は、他の地域において実施しても弊害のない特例を全国に広めることにあり、これは全国化と呼ばれている。現在、不登校に関連する特例はすべて全国化されている¹⁵⁾。TFS が申請した特区も、2009年には全国化により、特区の資格が取り消され、現在は私立学校法人として運営されており、いろいろな制限が以前より厳しくなったことは事実である。この学校では文科省の学校設置基準を最低限満たさなければならず、設備はもちろん、教職員も全員教員免許を持たなければならない。これは任意団体や NPO 法人時代とかなり異なる。また、開校の理念に賛同して一緒に理念を実現しようとする教職員は少なく、フリースクールの元スタッフ以外の教職員の流動は激しく、人手不足が課

題となっている。

TFS はどのプロセスにおいても、「子どものやりたいことと意見を大切にし、子どもの自己決定権を軸とし、子ども達で創っていく場である」という初志を貫いてきた。しかし、学校化と公教育化を求めれば求めるほど、さまざまな規制がかかり、このことは本来のフリースクールの理念の実現にも影響している。その結果、教育的機能が強調され、居場所としての機能が薄れてきている。

5 おわりに

不登校の原因はさまざまで、心的問題を抱えているものもあれば、教育システムそのものに疑問をもっているものも少なくない。それに対応するために、ほとんどのフリースクールの教育理念は、子どものニーズを中心として授業構成と教育内容を作ることで、これがカリキュラムの構成や授業方式にも影響している。このようなフリースクールにおける理念は、従来の教育システムの枠内において実施することは困難であったが、特区制度によって実現することができた。

一般の学校との差異を強調してきたフリースクールであるが、運営形態の変化により、学校教育システムに入ること、合法的な位置づけを獲得した。同時に不登校も学校の枠組みの中で承認されている。

TFS は学校となることで、公的助成金を受けることができるようになり、運営は任意団体や NPO 法人より安定している。しかし、運営主体がフリースクールであるため、一般の学校と比べれば、不安定なところもある。

他方、フリースクールの卒業生の進路をみると、学校システムに復帰した者が半分以上を占めているのが現状である¹⁶⁾。学校信仰が依然として強い現在の社会において、社会がフリースクールに期待している機能は、学校復帰するまでの居場所である。この認識は、現状ではしばらくは変わらないといえる。

しかし、グローバル化とともに、社会もさらなる発展をし、多様な生活スタイルや生き方があるように、多様な教育のあり方があってもおかしくはない。フリースクールが居場所の機能を守り続けても、結局、不登校を直接的に解決はできない。フリースクールが不登校対策として機能を発揮するために、またはフリースクールが持続的に発展するためにも、学校と対抗するよりも、自らが学校となり制度化することで、理念の実現と結びついた、もうひとつの学校という選択肢として発展する可能性はある。

もともと諸外国において、フリースクールは自由な教育という理念を掲げ、学校教育の選択肢のひとつとして始められている。これに対して、日本のフリースクールは、学校ではなく、不登校の受け皿としての機能が大いに強調されている。TFS の運営形態のプロセスをみると、独自の理念の実現として求めてきたものは、「学校化」であった。諸外国と同じく、フリースクールは「学校化」で学校教育の枠内に入る。この学校では、フリースク

ール時代の経験を活かしつつ、不登校児童・生徒が通いやすくするための努力をする。さらには、居場所の機能を保ちながら、新しい教育の在り方を創っていく可能性を示唆している。

フリースクールが「学校化」することで、従来の学校制度を変えることができるか、どこまで「学校化」が続けられるかは、今後の課題となっている。また、特区の保護がなくなると、学校の運営者が非営利のフリースクールであれば、運営が不安定になることは否めない。さらに、独自の教育理念に賛同する教職員の存在も、安定した運営に繋がるので、教職員に理念をどこまで賛同してもらえるかも重要な課題である。

フリースクールの学校としての実践はまだ始まったばかりで、残されている課題は山積している。しかし、TFSのような実践は、教育改革の新しい一歩となり、これからも学校教育システムに刺激を与え続け、結果としては、子どもたちにとってよりよい教育を提供することができるだろう。

付記：本論は台湾行政院国家科学委員会若手研究「日本における不登校特区の現状と理念の実施に関する研究（計画番号 NSC 99-2410-H-032-057-）」に基づく研究成果の一部である。

注

- 1) 適応指導教室とは学校以外の場所における公的不登校支援機関を指し、現在は「教育支援センター」と称されることが多い。このような機関は 1989 年に始めて設置された。当初は「適応指導学級」あるいは「適応指導教室」と呼ばれていた。しかし、この名称は「学校に適応できない」、「社会に適応できない」児童・生徒が通っているという偏見を招いたり、通所者自身がそういう誤解を持ったりする恐れがあると指摘されたため、一時期、愛称づけで「〇〇学級」などが用いられた。2002 年に文部科学省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」で名称変更が提案され、2003 年の答申から「教育支援センター」となった。関連条令は「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）」で、2003 年に文科省が通知した「不登校への対応のあり方について」の別添として発表した。
- 2) 菅野純, 2000, 「フリースクールの実態」『教育と医学』第 48 巻 : 37 頁.
- 3) 文部科学省, 2003, 「不登校保護者に対するアンケート」(<http://www.mext.go.jp>) 2006. 8. 8.
- 4) 筆者は 2002 年に 3 回、2009 年に 1 回、2010 年に 2 回にわたって、TFS を訪問した。現在、日本では、TFS を含めて 3 つのフリースクールが学校となることに成功した。TFS は教育理念を実現するために 3 つの運営形態を経験しており、積極的に学校教育との共存を考え、もう 1 つの教育の在り方を探り続け、さらなる発展を考えている点では、ほかのフリースクールと異なっている。
- 5) 民間施設に関する 7 つの基準とは、①実施主体、②事業運営の在り方、③相談・指導の在り方、④相談・指導スタッフ、⑤施設・設備、⑥学校、教育委員会と施設との関係、⑦家庭との関係、である。
- 6) フリースクールの行政への要望は、「活動に必要な経費の支援」が 82.1%、「スタッフの人件費の支援」が 76.1%、「不登校問題への理解の促進」が 70.1%、「学び舎の家賃の財政支援」が 68.7%である(複数回答)。国立教育政策研究所(オルタナティブ教育研究会), 2003, 『オルタナティブな学び舎の教育に関する実態調査報告書』国立教育政策研究所 : 69-72 頁.
- 7) 調査時、TFS は分校を 4 つも持つ施設であったが、現在は 2 校のみとなっている。
- 8) 学校教育法第 1 章第 1 条「この法律では、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」。

- 9) 内閣官房構造改革特区推進室, 2005, 『特区提案の手引き』内閣官房構造改革特区推進室・内閣府構造改革特区担当室: 1 頁.
- 10) 内閣官房構造改革特区推進室, 前掲書: 17 頁.
- 11) 「820(801-2)校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」とは学校法人、学校設置会社、NPO の学校設置について、校地・校舎の自己所有要件を不要とする特例措置である。
- 12) 授業のほかに、フリースクールでは入学式・卒業式や運動会などといった学校行事も実施している。とくに、「地域住民と交流する機会を設けている」項目において、ほかの学び舎より比較的が多い。国立教育政策研究所(オルタナティブ教育研究会), 前掲書: 21-26 頁.
- 13) 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク, 2004, 『フリースクール白書 ―日本のフリースクールの現状と未来への提言―』特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク: 53-54 頁.
- 14) この4つの特徴は適応指導教室とフリースペースも共有している。国立教育政策研究所(オルタナティブ教育研究会), 前掲書: 33-35 頁.
- 15) 不登校関連の規制の特例措置は5つある。①「805: IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大」、②「803: 不登校児対象学校における教育課程弾力化」、③「803(818): 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化」、④「817: 学校設置非営利法人による学校設置事業」、⑤「820(801-2): 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」。①から③は2005年に、⑤は2009年に全国化された。③は実践例がないため、全国化されていない。
- 16) フリースクールの「卒業生」の進路について、「在籍していた小中高校に戻る」が40.7%で、「在籍したことのない小中高校に通う」が64.8%である(複数回答)。学校復帰の意味を広く考えると、6割以上の児童・生徒は学校へ復帰を果たしているといえる。国立教育政策研究所(オルタナティブ教育研究会), 前掲書: 63-65 頁.

参考文献

- 磯田一雄・寺尾明人, 1990, 「自由主義教育運動の様相——現代日本におけるオルタナティブスクールの可能性を求めて——」『成城文芸』第133号: 135-168 頁.
- 江澤和雄, 2006, 「不登校の問題から見た義務教育の当面する課題」『レファレンス』7月号: 76-93 頁.
- NPO 法人フリースクール全国ネットワーク, 2009, 『フリースクール: ボクらの居場所はここにある!』東京シュレー出版.
- 大橋博, 2006, 『民活と教育改革』学文社.
- 王美玲, 2005, 「フリースクールの不登校対策としての可能性—フリースクールの理念と運営体制に関する事例比較を通して—」『社会分析』34: 189-203 頁.
- 王美玲, 2008, 『台日における不登校現象とフリースクールに関する比較研究』山口大学大学院東アジア研究科博士論文.
- 沖田寛子, 1997, 「欧米と日本におけるフリースクールの比較研究—フリースクールの歴史と系譜をめぐって—」『社会分析』25: 115-128 頁.
- 奥地圭子, 1989, 『登校拒否は病気じゃない』教育史料出版社.
- 奥地圭子, 2002, 「東京シュレーの実践から」『不登校問題に関する調査研究協力者会議 第6回会合ヒアリング資料』.
- 奥地圭子, 2005, 『東京シュレー子どもとつくる20年の物語』東京シュレー出版.
- 奥地圭子, 2010, 『子どもをいちばん大切にする学校』東京シュレー出版.
- 奥地圭子, 2010, 「フリースクールの草分け、東京シュレーの四半世紀を振り返って」『看護教育』Vol. 51, No. 10: 839-843 頁.

- 小川博久・岩田遵子, 2009, 『子どもの居場所を求めて——子ども集団の連帯性と規範形成』 ななみ書房.
- 片桐芳雄・木村元編著, 2008, 『教育から見る日本の社会と歴史』 八千代出版.
- 国立教育政策研究所(オルタナティブ教育研究会), 2003, 『オルタナティブな学び舎の教育に関する実態調査報告書』 国立教育政策研究所.
- 子安潤, 1999, 『「学び」の学校—自由と公共性を保障する学校・授業づくり—』 ミネヴァ書房.
- 志水宏吉, 2009, 『「力のある学校」の探究』 大阪大学出版会.
- 下村博文, 2003, 『学校を変える! 「教育特区」』 大村書店.
- 高倉ひでみ, 2005, 「不登校児童・生徒のための体験型学校特区—不登校児童・生徒のための公立小中一貫校—」 『学校運営』 9月号: 12-15 頁.
- 東京シュレー, 1996, 『不登校の子どもたちは家庭でどうしているか』 教育史料出版会.
- 東京シュレー, 2000, 『フリースクールとはなにか』 教育史料出版会.
- 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク, 2004, 『フリースクール白書 —日本のフリースクールの現状と未来への提言—』 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク.
- 特定非営利活動法人 21 世紀教育研究所学びリンク編集部, 2006, 『教育特区ハンドブック』 学びリンク株式会社.
- 内閣官房構造改革特区推進室・内閣府構造改革特区担当室, 2007, 『構造改革特区～地域特性を活かして魅力を創出～』 内閣官房構造改革特区推進室・内閣府構造改革特区担当室.
- 並川信乃, 2006, 『市民・自治体の政策実験—特区制度は活用できるか—』 生活社.
- 西尾勝監修, 2007, 『検証 構造改革特区』 ぎょうせい.
- 濱野玲奈, 2002, 「社会的・文化的現象としての不登校に関する質的研究—地域社会における不登校支援機関とそのネットワークに着目して—」 『研究助成論文集』 通号 38: 181-189 頁.
- 細野助博, 2006, 「構造改革の実験・教育の実践—矛盾を前提とした不登校対策—」 『計画行政』 29(3): 17-26 頁.
- 保井隆之, 2009, 『みんなが主人公の学校—学校はみんなで作る場所』 読書工房.
- 堀尾輝久・小島喜孝, 2004, 『地域における新自由主義教育改革—学校選択、学力テスト、教育特区』 エイデル研究社.
- 森田洋司, 2003, 『不登校—その後— 不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』 教育開発研究所.
- 森田洋司(調査代表者), 2001, 『不登校に関する実態調査 —平成 5 年度不登校生徒追跡調査報告書—』 現代教育研究会.
- 吉井健治, 1999, 「不登校を対象とするフリースクールの役割と意義」 『社会関係研究』 第 5 巻第 1・2 号: 83-104 頁.
- 笑う不登校編集委員会, 1999, 『笑う不登校』 教育史料出版会.

所属: 台湾・淡江大学日本語学科

E-mail アドレス: mlwang@mail.tku.edu.tw